

市政へのご意見・ご提案をお寄せください。郵送、ファクス、市ウェブサイト、メール、市民の声ご意見箱などから投稿いただけます。投稿方法など詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ 情報公開課（内線182）

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時 第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談可(内線182、185)
行政相談	19(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	17(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可
人権なんでも相談	27(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性のための電話相談	6(金)、13(金)、17(火)、24(火)、 午前10時～午後2時	—	【☎(23)0567】、女性の相談員による相談 問い合わせ(内線474)
女性の悩み相談	12(木)、27(金)、午前9時30分～午後0時 30分、午後1時30分～3時30分	すばるホール3階男女共同 参画センター(12(木)は 市役所4階会議室)	要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、 定員4人(27(金)は5人) ※12(木)は午前10時30分～。
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談可(内線206～208)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談可(内線206、207)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについて の相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	総合福祉会館、 カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口	電話相談可(内線285、286) 問い合わせ(内線283)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談可。
農業相談	4(木)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約可(内線444)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
商工法律相談	10(火)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	11(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	13(金)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談可(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	24(火)、午後1時30分～4時	市役所4階A会議室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	18(水)、午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション【☎(26)9441】
労働相談	12(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談可(内線187)、社会保険労務士による相談 問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	16(月)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	26(木)、午後1時～2時30分、 2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談可(内線364)、水曜日は専門相談員による 相談
もの忘れ医療介護相談	4(水)、18(水)、4/1(水)、午後1時30分～2時、 2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線197)、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談



募集

市立保育所会計年度任用職員 (短時間非常勤職員) 募集

業務内容 時間外保育業務

受験資格 保育士資格(府地域限定保育士を含む)を有する人、または3月31日(火)までに資格取得見込みの人

勤務地 市立保育所 **時給** 1200円

採用人数 3人程度

※申し込みは、3月2日(月)~19日(木)に受け付け。申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ こども未来室(内線296)

保健センターアルバイト募集

職種 保健師 ※勤務時間や業務内容など詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 事前に電話で連絡の上、履歴書に資格証明書の写しを添えて、保健センター ☎(28)5520 へ

けあばる非常勤登録 ホームヘルパー募集

勤務形態 直接自宅から対象者宅を訪問しケアする直行直帰制 ※勤務時間など詳しくは、お問い合わせください。

対象者 介護職員初任者研修以上修了者(同等以上可)、もしくはガイドヘルパー資格取得者

申し込み 月~土曜日(祝日、年末年始を除く午前9時~午後5時)に、けあばる ☎(28)8633 へ



講座・催し

今から取り組もう! 転倒予防 体操講座

とき 3月16日(月)、午後2時~3時

ところ レインボーホール(市民会館)

定員 20人

受講料 500円(当日徴収)

持ち物 上靴、フェイスタオル、飲み物

※動きやすい服装で受講してください。

申し込み 3月6日(金)~、同ホールへ(申し込み先着順)

けあばる介護教室と施設見学会

認知症の人の介護にまつわるお話と介護老人保健施設の見学会を開催します。

とき 3月27日(金)、午後2時~4時

ところ けあばる

内容 講演「笑顔になれる認知症ケア」、認知症になるリスクを減らすための体操、施設見学

定員 15人

参加費 無料

申し込み 3月6日(金)~、介護老人保健施設けあばる ☎(28)8666 へ(申し込み先着順)

認知症介護家族の交流会

とき 3月25日(水)、午後1時30分~3時30分

ところ 市消防本部

内容 認知症ケア上級専門士によるお話、情報交換会

対象者 市内在住で認知症の人を介護している家族(認知症の人が市内在住の場合も可)

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

定員 20人

参加費 無料

申し込み 3月6日(金)~23日(月)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

手話奉仕員養成講座(入門)

とき 4月2日~9月10日の毎週木曜日(7月23日、8月13日を除く全22回)

ところ 総合福祉会館

内容 厚生労働省のカリキュラムに沿った講座

対象者 次の全てに該当する人

・市内在住・在勤の高校生以上(未成年の場合は親の同意が必要)で、新規または前年度受講し修了書がもらえていない人

・同講座終了後、市役所で市の手話通訳者に登録、または市内の手話サークル活動に積極的に参加できる人

定員 15人

受講料 無料(教材費実費)

申し込み 3月9日(月)~21日(土)に、総

合福祉会館へ(電話申し込み不可)
※申し込み多数の場合3月23日(月)、午前10時より公開抽選します。



上下水道

水道の使用開始・中止は必ず 届け出を

○転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要です。また、新築などの工事をされる場合も届け出が必要です。

○転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要ですので、必ず届け出をしてください。

○インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業のページにある申し込みフォームに、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。○使用水量の確認のために、2カ月に一度お伺いして水道メーターの検針をしています。メーターボックスの上に車や物を置いたり、付近で犬を放し飼いにしたりすると、検針の妨げとなります。円滑な検針にご協力いただくようお願いいたします。

問い合わせ 水道お客様センター ☎(20)6400

水道管やメーターボックスの 管理を

公道などに埋められた配水管は市の所有物ですが、この配水管から分かれた給水装置(水道メーターは除く)やメーターボックスは皆さんの財産ですので、日頃から適切な管理をお願いします。

●メーターボックスの修繕・交換

メーターボックスが破損している、水道メーターの交換や検針業務に支障がでます。

メーターボックスの蓋が壊れてしまったなどの場合は、修繕や交換をお願いします(修繕や交換に要する費用は個人負担になります)。

問い合わせ 水道工務課(内線257)



国民健康保険

3月は国民健康保険料滞納処分強化月間です

保険料に未納があると、督促手数料や延滞金に加算されるだけでなく、財産調査をした上で、差し押さえなど滞納処分の対象となる場合があります。

お手元に納め忘れの納付書がないかご確認ください。また、事情により納付することが難しい場合や、納め忘れなどによる納付の相談はお早めにお願ひします。

問い合わせ 保険年金課 (内線152、156)



国民年金

学生納付特例は毎年申請が必要です

国民年金保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は本人の前年所得が118万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。平成31年度(令和元年度)に申請し承認を受けた人も改めて申請が必要です。

ただし、令和2年度分は4月より受け付け開始となります。

●学生納付特例の承認を受けた期間は①承認期間中の障がいや死亡といった不慮の事態には、受給資格があれば障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

②年金の受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

③承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い(追納)できます。
※2年を過ぎて後払いする場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて、一定の額が加算されます。

対象者 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校などに在学する学生(夜間、通信制課程も可)

手続き 年金手帳、印鑑、学生証など学生であることを証明できるものを持

参し保険年金課(内線153、154)へ
※平成31年度(令和元年度)の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月を把握できた人には、3月下旬に学生納付特例申請がきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送し、承認されると4月~令和3年3月についても納付が猶予されます。

問い合わせ 天王寺年金事務所(☎06(6772)7531)



福祉

献血にご協力を

400ミリℓ献血にぜひご協力ください。
とき・ところ 3月29日(日)、午前10時~午後4時=エコール・ロゼ南駐車場
※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会(☎(25)8261)

保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。

国民健康保険料を滞納している世帯は、有効期限の短い保険証の交付対象になり、滞納の状況によっては、通常の被保険者証の代わりに、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う「資格証」の交付対象となります。

介護保険料を滞納していると、保険給付が制限されることがあります。

後期高齢者医療保険料を滞納していると、有効期限の短い保険証の交付対象になります。

※今月は平成31年度(令和元年度)分国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の最終納付月です。

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、市より送付する納付書で保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア(後期高齢者医療保険料は除く)または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預(貯)金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。

普通徴収対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と通帳の印鑑、預(貯)金通帳を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。

対応している金融機関は次のとおりです。

●ペイジー口座振替受付サービス対応金融機関

りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、成協信用組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

※一部取り扱いできないキャッシュカードがあります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課(内線152、156)、介護保険料については高齢介護課(内線175、176)、後期高齢者医療保険料について福祉医療課(内線158、159)



税

納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税（普通徴収のみ）、軽自動車税（種別割）です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。

また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください（全期前納の場合は、第1期の納期限）。

申し込み

●ペイジー口座振替サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を納税課または金融連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができます。

※一部取り扱いできないカードがあります。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参の上、口座振替依頼書（市内の金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。

※市外の金融機関などで申し込む場合は、お問い合わせください。

申込期限（令和2年度）

	期別	令和2年度納期限	ペイジー口座振替サービスの申込期限	取扱金融機関への口座振替の申込期限
都市計画税・固定資産税	第1期	6月1日	5月15日	4月15日
	第2期	7月31日	7月15日	6月15日
	第3期	9月30日	9月15日	8月14日
	第4期	1月4日	12月15日	11月13日
	全期前納	6月1日	5月15日	4月15日
市・府民税（普通徴収）	第1期	6月30日	6月15日	5月15日
	第2期	8月31日	8月14日	7月15日
	第3期	11月2日	10月15日	9月15日
	第4期	2月1日	1月15日	12月15日
	全期前納	6月30日	6月15日	5月15日
軽自動車税（種別割）	第1期	6月1日	5月15日	4月15日
	軽自動車税（種別割）については、同一名義で登録されている全台数の引き落としになります			

問い合わせ 納税課（内線122）

固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」を実施

縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年

縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

期間 4月1日(水)～6月1日(月)（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分）

課税台帳の閲覧

土地や家屋などの所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など（ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です）

期間 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）

縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類（納税通知書や運転免許証など）

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

縦覧・閲覧場所

課税課（内線113～116）

原付・軽自動車などの廃車、名義変更の手続きを忘れていませんか

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や譲渡などを行っているにもかかわらず手続きが済んでいない人は、3月末日までに次の窓口で手続きをしてください。手続きをされない場合いつまでも軽自動車税（種別割）が課税されます。解体したり、盗難にあたりしてナンバープレートや証明書などがいない場合も各窓口へご相談ください。

なお、業者に手続きを依頼された場合は3月末日までに手続きが済んでいるかどうか確認してください。

※軽自動車税の名称が軽自動車税（種別割）に変更されました。

◇原動機付自転車（～125CC）・小型特殊自動車

ところ 課税課（内線110）、または金融連絡所〔☎(29)1401〕

持ち物 ナンバープレート、印鑑、申告済証（販売証明書）

◇125CCを超える2輪車

ところ 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地）〔☎050(5540)2060〕

◇軽自動車（3輪・4輪）

ところ 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町一丁目13の3）〔☎050(3816)1842〕

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線110）

市・府民税の申告は3月16日までに！

市・府民税の申告をしなければならぬ人は、今年1月1日現在本市に居住し、昨年中に所得のあった人です（給与所得だけの人で市・府民税を特別徴収されている人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません）。

とき 3月16日(月)まで（土・日曜日を除く午前9時～午後5時30分）

※ただし、3月1日(日)は開設します。

ところ 市役所地下902・903会議室

問い合わせ 課税課（内線111、112）